

平成29年小布施町議会6月会議会議録

議事日程(第3号)

平成29年6月9日(金)午前10時開議

開議

議事日程の報告

諸般の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(14名)

1番	中村雅代君	2番	福島浩洋君
3番	富岡信男君	4番	小西和実君
5番	川上健一君	6番	山岸裕始君
7番	小林茂君	8番	小林一広君
9番	小淵晃君	10番	渡辺建次君
11番	関谷明生君	12番	大島孝司君
13番	小林正子君	14番	関悦子君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	田中助一君
総務課長補佐	中條明則君	企画政策課長	西原周二君
健康福祉課長	三輪茂君	健康福祉課長補佐	林かおる君
産業振興課長	竹内節夫君	建設水道課長	畔上敏春君

教育次長 池田清人君 監査委員 畔上 洋君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長 山崎博雄 書記 小松文子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元に配付いたしました印刷物のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長（関 悦子君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告事項について申し上げます。

産業振興課、富岡課長補佐より、都合により欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

---

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関 悦子君） 日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は、昨日の継続であります。

昨日に引き続きまして、順次質問を許可いたします。

---

◇ 小 淵 晃 君

○議長（関 悦子君） 最初に、9番、小渕 晃議員。

〔9番 小渕 晃君登壇〕

○9番（小渕 晃君） 通告に基づきまして、高齢者社会への先進的な施策をということで伺いたいと思います。

我が国の少子高齢化は、急速に進んでいることは皆様方ご承知のとおりであります。

内閣府の平成28年の高齢社会白書によりますと、我が国の人口は1億2,711万人で、そのうち65歳以上の高齢者は3,392万人です。よって、高齢者率は26.7%となります。

それが8年後の2025年、平成に直しますと37年になりますが、全国の高齢者率は現在より3.6ポイント上がり30.3%になり、長野県は33.2%、そして小布施町は37.4%になると推定されています。そのことは、小布施町は全国より7.1ポイント、県よりも4.2ポイント高い高齢者率となります。

加えて、そのときには団塊の世代、昭和22年、23年、24年にお生まれの方々が75歳になりますので、高齢者の37.4%のうち75歳以上の後期高齢者が23.6%になります。今まで経験のない、高齢者の多い小布施町になります。

また、ことし4月の小布施町の高齢化率は32.9%です。特に高い自治会はクリトピア47.4%、千両45.6%、松の実44.3%、中扇43.3%、中央39.3%で、昭和40年前後、町の人口増加策として造成した団地においでいただいた皆さん方の自治体であります。将来はどうか心配でもあります。

少子高齢化社会は我が国全体の問題であり、小布施町だけの課題ではありませんが、10年、20年後の小布施町の高齢化社会を考えると、今から取り組んでいかねばならないと思います。

そこでお伺いします。小布施町の将来の人口の推定と高齢者人口はどのように推定しておられるかお伺いします。

2項目めとして、現在、町の高齢者対策は、健康福祉課の地域包括支援センターが中心に事業展開をされておられます。それぞれ事業には多くの成果を上げておられます。しかし、将来の少子高齢化社会を考えると、現在の施策は健康長寿が中心であります。そのことは大切なことではありますが、それだけではなく、プラス生きがいをどうやって創生していくかが大切であります。

また、少子高齢化社会が進んだ場合、現在の遊園地を利用している子供たちが減るわけですので、その遊園地を高齢者の憩いの場所に考えると、あるいは小・中学校の生徒が減っ

てくれば教室があく。あく場所をどうやって高齢者のカルチャーの場所に転換していくか等々のことを考えると、少子高齢化の問題を社会福祉課を超えて小布施町全体の課題として対応する必要があるのではないかと思います。

よって、行政を中心に各種団体、町民を含めたオール小布施のプロジェクトチームを設置されることを望みます。

3項めとしまして、他の市町村のことですので事業内容は正しくは把握しておりませんが、松本市では健康寿命延伸、須坂市では健康長寿発信都市、京都市では健康長寿のまち・京都ほか、広島県の呉市、静岡県藤枝市等々が健康長寿の施策を掲げておられます。事業内容は小布施町とは大差のないように感じられますが、それぞれの自治体の持てる知見を盛り込んだ施策でもあります。

そこで、小布施町は面積が小さく、人口密度が565名と天下一高く、病院も7医院と多くあり、加えて町民力が高いすぐれた町です。全国に先駆けまして健康長寿プラスアルファの施策を小布施モデルとして発信できるような、そんな高齢者施策をつくっていただきたいと望み、質問いたします。

○議長（関悦子君） 林健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 林 かおる君登壇〕

○健康福祉課長補佐（林 かおる君） 皆さん、おはようございます。

それでは、小渕議員のご質問にお答えしたいと思います。

高齢社会への先進的施策をとということで、1問目に小布施町の将来人口の推計と高齢者人口の推移はということですが、小渕議員の質問の中にありました2025年の高齢化率、町でいう39.7%という話でしたが、平成27年度から29年度まで3年間を計画期間とした小布施町高齢者福祉計画、第6期小布施町介護保険事業計画の中で推計したものでありまして、3年後の2020年の人口は1万910人、高齢化率は35.0%。団塊の世代が75歳に到達する2025年の人口は1万550人、高齢化率39.7%と推計しています。

この計画では、その先の人口や高齢者人口は推計してありませんが、今年度に策定する第7期介護保険事業計画の中で十分に分析した推計値をお示ししたいと思います。

なお、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、2020年の人口は1万119人、高齢者人口が3,653人。2025年の人口は9,578人、高齢者人口は3,592人。2030年の人口は9,009人、高齢者人口は3,495人となっていますが、実際の人口動向はこれよりも緩やかに推移しているのが実情です。

次に、行政を中心としたオール小布施で将来を見据えた施策を考えるということですが、町民の皆さんのご意見をお聞きすることはもちろんですが、庁舎内において健康福祉課のみの課題とするのではなく、定住や子育て、働く場などが複雑に絡む重要な課題ですので、小渕議員の言うように役場全体で取り組みを進めたいと思っております。

これまでもたびたび議会でお話ししましたとおり、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題を控え、毎年のように介護保険制度の見直しが図られ、新たに介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、各市町村ができる限り地域住民で支え合う仕組みづくりを行うことになっており、軽度な要介護高齢者に対する効果的かつ効率的な支援を行うことになっております。小布施町でも今年度から総合事業を開始しております。

そして、町としても住民主体の支え合いの核となる居場所づくりと人材育成を重点に、地域包括ケア推進懇談会、あったかい議を開催しています。その実現には多様な皆さんの参画が求められることから、情報の共有と連携強化の場としての協議体も、あったかい議の発展的な流れの中で立ち上げたいと思っております。

この協議体が小渕議員の言われるオール小布施のイメージに合うかどうかちょっとわかりませんが、10年先、20年先の小布施町のあるべき姿について、超高齢社会を背景に、高齢者のみでなく小さな子供や障がい者を含めて、地域の中にもともに生き支え合う地域づくりを念頭に、自分自身のこととして真剣に考え、アイデアを出し、仲間とともに実現していく推進母体としていく予定です。

最後に、小布施モデルとして発信できる施策をということですが、健康長寿は誰でも願うことであり、それぞれの市町村では住民のための健康づくり事業や健康診査の実施などに取り組んでいるところです。小渕議員の質問の中にありました須坂市や松本市などの取り組みは大変すばらしいものであり、小布施町といたしましても優良事例は参考にしていきたいと思っております。

さて、小布施町の特徴といえば、小渕議員も言われたとおり町域が小さいこと、それから、小学校・中学校が1つであり顔なじみが多いこと、それによる連帯感、仲間意識が強いこと、そして、医療機関が多いことなどが挙げられています。この中で、町の中核病院であります新生病院にご協力をいただいて、健康長寿世界一の町を目指すことを目的に健康づくり研究所を立ち上げています。

きのうの中村議員にもご答弁いたしましたが、この研究所の中でロコモティブシンドロームの予防、調査研究として、おぶせスタディを実施しています。これは小布施町独自の取り

組みです。ご指導いただいている信州大学の加藤教授によりますと、このような取り組みは全国でも数例しかなく、しかも農村部では小布施町だけだということです。このおぶせスタディで集積したデータを健康づくりに活用させていただければと思います。

また、これも大変ありがたいことですが、医療機関の先生方にご協力をいただいて、年に何回か保健予防連絡会を開催しています。その時々医療や健康に関する課題についてご助言をいただいております、今会議において補正予算をお願いしている大腸がんの個別検診の実施についてもこの会議でご助言をいただいたもので、これも小布施町独自の取り組みといえます。

これらの取り組みを町民の皆さんに積極的にお知らせするとともに、移住や定住を考えている人たちの選択肢の1つとなるよう、情報の発信に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小渕 晃議員。

○9番（小渕 晃君） 答弁の中で、健康長寿のほかやはり定住、あるいは子育て、働く場所など等々絡んで取り組んでいくということで理解できるわけであります。

私が一番お願いしたいのは、健康長寿が一番基本ではありますが、それを乗り越えなければ、少子高齢化社会の対応はできないのではないかとということであります。それがやはり定住とか、子育てとか、働く者とかそういうものの連携の中で、例えば長生きをして健康であると、けれども生きがいがなく何となく生きているのじゃなくて、そこにやはり趣味を生かす、あるいは農作業なりしながら、何かそういう生きがいをやはり提供する部分というのは必要ではないかと。

それから、先ほど突拍子もない例かもしれませんが、子供が少なくなる、年寄りが多くなる、このいわば社会の仕組みが変わるわけですが、ある部分では、そういう意味では、健康福祉で健康長寿を頑張っていただくのもいい。それは大事です。そのほかプラスアルファの部分で絶対小布施町ではつくれるはずなんです。先ほど申しましたように、人口がちょうどいい、人口密度が高い、町民力が高いというそういう中で、そのプラスアルファをつくる、そんな場所をつくってほしいと思うんです。ですから、健康福祉課を飛び出した部分をどう構築化するか等、大切だと思うんです。その辺につきましてご答弁いただきたいと思います。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（林 かおる君） 小渕議員の言われる課を超えて健康福祉課だけでなく

というところなんです、現在、先ほども申しましたあったかい議においては、既に企画政策課のほうの関係の絡みの、例えば地域おこし協力隊の方たちとか、そういった方たちにもご協力いただいたりとかしながら、今進めているところなんです、中身についてはやはり会議の中で、例えば教育委員会で行っているコミュニティスクールとか、それからこの間出ていました動き始めています子ども食堂とか、それから例えば大学の関係の研究機関が今、行っていますいろいろなプロジェクトですね、あれは全て地域で地域課題を解決して住みやすい町とか定住とか、そういったものを、コミュニケーションを地域の中で醸成して、それで支え合う、そういう地域づくりをつくっていくというところで、全て結びついていくものです。そこをあったかい議の中でも、ぜひそれを実現したいというところで、いろんな方たちに集まってきていただいています。

そこで、主体的に住民の皆さんが参加するという、それを他人ごとではなく自分ごとで危機感を持ちつつ、小布施町の明るい未来の姿を描けるようなものということで進めていきたいと考えておりますので、そこにいろいろな課をまたいで当然かかわっていただくようになるかと思っておりますので、そんなイメージでおりますが、よろしいでしょうか。

○議長（関悦子君） 小渕晃議員。

○9番（小渕晃君） 健康福祉課長の課長補佐は、初めての中で一生懸命ご答弁いただいています、私のお願いしているのは、健康福祉課を飛び越えてのものを欲しいという話で、健康課長のご答弁の範疇を超えちゃっているんで、ご答弁は大変尊重し賞しますが、これは課長補佐じゃない、健康福祉課を飛び越えた部分でのご答弁を私はいただきたいと思えます。

○議長（関悦子君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 今、林健康福祉課長補佐の答弁で、全体像とすればそういうことだろうというふうには思います。

私、常々思っていることを一つ申し上げます。長寿社会というか高齢社会をどういうふう生きていくかということで、私自身の問題でもあります。

先ほど来、団塊の世代という言葉が何回か出まして、私はその真ん中なので、非常に罪深い世代だなというふうにも感じているわけですが、ここ数年、私が強く思っていることがございまして。それは、例えば公民館活動などで、生涯学習ということで一生勉強していきましようということが挙げられます。それをつぶさに見ていきますと、それはそれで大変よろしいことなんですけれども、やっぱり趣味の世界だなという感じがいたします。人間はやっぱり趣味も物すごく重要でありますけれども、何が一番重要かといいますと、やっぱり社会と

直接かかわり合っているということだと思います。

私は、小布施町の若い方、それから町外から見える多くの若い方に、本当にここ何年か一生懸命お話を聞かせていただきます。この議会にも大変若い議員がお二人いらっしゃいます。お話を伺います。そうした中で私が思いますことは、ずっとこれまで小布施町というのは、交流ということをして1つの合い言葉にして町政を推進してまいりました。その私の言う交流というのは、他地域との交流でありました。これは物すごく重要で、今かなり実現しています。

それと、もう一つ重要なのは、これは私たち高齢者にとっても重要なと思うのは、世代間の交流というのをもっとまともに、真剣に取り組まなければいけない。一昔前は、高齢者になったら、あるいは年をとったら、今どきの若い者はというふうな言い方で済ませてしまっていたし、それで済んでいたと思うんですね。ですけれども、そうではない。

やっぱり今の若い方というのは、まともに今の時代というものとぶつかっている最先端の人々だと思うんです。そういう皆さんから、今の技術のことであるとか、あるいは文化の動向であるとか、あるいは教育はこういうふうになっていくんだとか、そういう直面している課題をきちんとお聞きして、年をくっているからどうだということではなくて、全くさらの立場で一緒に物事を考える、勉強し合う。そしてこれをあした、あさっての小布施町、ひいては日本という国、あるいは世界という国をつくっていくところに結びつけていく。これが最大の高齢者の役割だろうというふうに思っています。

ですから、自分が生きてきた65年、75年というのは貴重で、誰にも体験のできないことで、その体験そのものは大いに生かし切るべきだとは思いますが、それはそれとして、やっぱり今の時代がどうなっているのかということ、若い皆さんを家庭教師として教えていただく。その理解した中でともに行動するというのは、これからの高齢者のあり方だろうというふうに思っておりますし、やっぱり施策としてもそういうことをつくっていきたくていうふうにも考えております。

ぜひ小渕議員にもご参加をいただく中で、そういうことも考えていきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（関 悦子君） 小渕 晃議員。

○9番（小渕 晃君） ただいま町長の思いがあり、また、私も思うような立場での答弁をいただきました。

それゆえに、そういうことをできるようなシステムをできるようにする組織なり場が必要ではないかと。それは、先ほどの答弁の中では、庁内でそれぞれの課を乗り越えて、庁内全

体で取り組んで進めますというご答弁がありましたが、それでは、庁内の中で幾ら練っても足りない部分が出てくると。

ゆえに行政の枠をはみ出して、各種団体のいろんな方の参加の中で、どうやって高齢化社会の中でのあり方というのを考える場所が私は必要だと思いますので、その辺の場所をどうつくっていくのか、あるいはどういうふうに考えているのか、その辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 確かにそういう場をつくることが行政の責務であるというふうには、まずは思います。

ですけれども、もう一方では、個人のそれぞれの方が、そういうチャンスというのが小布施町には大変多いところですので、みずから殻を破ってそういう方にお話しかけをしていくということも、気持ちの上では重要だろうというふうに思います。

ですから、林健康福祉課長補佐にこれからお願いをしていきますけれども、今、これだけ若い皆さんが小布施町内でも、あるいは町外からの皆さんも活躍をいただいているので、そういう皆さんと交流できる、一体化できるような場もつくってもらおうというようなことも進めてまいりたいというふうに思います。

ただ、大事なのは、やっぱり高齢者の側がそういう気持ちになっていただくということが非常に重要だというふうに考えています。

以上です。

○議長（関 悦子君） 以上で小渕 晃議員の質問を終結いたします。

---

#### ◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（関 悦子君） 続いて、2番、福島浩洋議員。

〔2番 福島浩洋君登壇〕

○2番（福島浩洋君） おはようございます。

通告に従いまして、2件の質問をさせていただきます。

最初に、ふれあい食堂（子ども食堂）の実施の効果はということですが、今まで盛んに議論されてきまして検討されてきたふれあい食堂が、5月10日に北斎ホールにおいて、町教育

委員会が主催して、約110名の子供たちと多数の保護者の方が参加して開催されました。

このときに、ボランティアの皆様のご協力で作られた卵つきカレーライス、また、おかわりの様子や約束を守って最後まで片づけをする子供たちによって大成功で無事終了しましたが、実施の効果と今後の考え方についてお伺いいたします。

(1) 今後もふれあい食堂のあり方や事業の継続を教育委員会が主催して指導を行っているのか。

(2) 国・県では、貧困の格差が6人から7人に1人ということになっておりますが、このような中で、救済を1つの目的で今後もふれあい食堂が開催されると思いますが、実施するに当たってプライバシー等の諸問題がありますが、町ではどのように考えているのか。

(3) その関連として、ある程度まとまっている、先ほどのコンパクトな我が町の中では、どうしても最初に行政が先陣を切って進める必要があると思いますが、その後はNPO法人とか指定管理者、またはまちづくり、まちおこしの団体のようなボランティアの団体の協力を得て、上手に移行できる方向づけの工夫が必要と考えますが、今後の実効性についてどう考えておられるか。

例えば、残念ながら赤坂小布施アンテナショップも途中でなくなってしまいましたから、その辺も含めてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） お答えしたいと思います。

ふれあい食堂の効果ということでありました。

1番の今後のふれあい食堂のあり方、あるいは事業の継続を教育委員会が主催して指導して行っていくのかということでもありますけれども、私どもは子ども食堂という、結果としてふれあい食堂としましたけれども、俗に言われている子ども食堂というのの本来のあり方は、行政がやっていくというのではなくて、地域で自分もやってみようという思いを持ったボランティアなどの人々が場所や食材を確保して、仲間を集めて、子供に声かけしながら、自発的に取り組んでいくというのが本来の趣旨だと思っております。一人ではできないけれども、地域で顔の見える関係づくりをしながら、地域の共同活動として進めていってもらうというのが一番意義があるのかなと、こう思っています。

ただ、5月10日に1回やりました。もう少し開催はすると思っておりますけれども、5日10日の町で行いましたふれあい食堂の開催は、参加できる人というのを絞り込むということがなか

なか難しいということと、余り絞り込んじゃうと逆に来にくくなっちゃうんじゃないかということで、栗ガ丘小学校の全児童に対して、参加するか、あるいは参加しないかというアンケートをとって実施いたしました。結果として大勢の皆さんが見えたわけでありますけれども。

それで、開いた趣旨は、町民の皆さんの認識を深めたり、協力いただけると思われる団体、グループ等に理解をいただく機会として、比較的大きな規模で、町の調理室というか学校の調理施設を使って、子ども教室が中心となって試験的に開催いたしました。多くの食材提供者がありました。あるいは食事づくりのボランティアも大勢集まってもらいました。その中で100人を超える子供、あるいは大人が楽しく食事をするという所期の目的は達成できたのではないかと考えております。

ただし、なかなか教育委員会でやる中では、対象者を絞り切れないというジレンマがありますので、ずっと教育委員会がやっていくということは、今考えてはおりません。

2番目の貧困者のプライバシーの保護はどういうふうに考えるかということですが、言われる貧困世帯、16.何%、6人から7人は貧困だと、こういうふうに言われていますけれども、これは相対的貧困ということでありまして、食事も食べられないという絶対的貧困ということではないと思います。

今までも開かれていますほかの市町村の子ども食堂ですね、この参加者みたいなどころから推測しますと、小布施町で子ども食堂ということで開催したとすると、これは推測ですが、多分参加者は数名なのではないかと、こういうふうに思っています。以前に小・中学校で、俗に言う食べられない子ども食堂というのの該当者はいるかという、先生に見てもらったのですが、そのときにはなかなか該当者がいないという返事があったということから推しても、数名程度かなと、こう思います。

子ども食堂が月に1回か、あるいは月に2回か開かれる程度の子ども食堂で、数名程度の子供が参加していくんだという、そういう前提にしますと、地域が狭くて人口も1万人程度の小布施町だと、言われるプライバシーの問題も起こるという可能性は危惧はされますと思います。

3番目の今後どのように移行していくかということなんですが、私ども教育委員会で今考えていることは、まず、民間のふれあい食堂、あるいは子ども食堂というのをすぐに立ち上げるという方向で進むのではなくて、まずは、私どもがこれ考えていることなんですが、1学年に1人から2人、朝食を食べてこないという児童・生徒がおられます。その対応をまず

先に考えたいなど。

そこで、今は一度に食べてこない子供に対して、先生がバナナをあげたりもたまにはしているんですが、そういう対策をしたいと。例えばおにぎりや食パンみたいなものを用意しておいて、朝、あるいは1時間終わったところで食べてもらったらどうかなという取り組みをまず検討したいと今思っています。

朝食を食べてこないという生徒の理由は幾つかあります。親御さんが朝食をつくってくれないというお宅も、親御さんが起きてこられなくてつくってくれないというお宅もありますけれども、それよりは遅くまで寝ていて食べる時間がないと、こういう子供のほうがはるかに多いです。そういう子供については、もちろん食べてきてもらうという努力をまずはしますけれども、朝食を食べてこないままで、小学校は12時半まで授業があります。中学校は12時45分まで授業がありますので、これがなかなか朝食を食べてこないままでは、体力がもたないというのが実情であります。

この朝食の対策をもし実施できれば、既に行っています朝食の町の補助制度、これは生徒、あるいは児童皆さんにお昼をみんなと同じように食べてもらって、費用だけは私ども町で補填してしまっていますので、子供同士では補填されているのかどうかというのは全く分かっていないで、普通に食べておられるわけですけれども、その子供が小学生28名、中学生21名おります。両方組み合わせますと、朝食と昼食というのの対応はまずできるのではないかなと、こう思っています。

この朝食対策というのを進めていく中で、さらに、やっぱりふれあい食堂という、利用する児童・生徒がいるのかなと、こういうふうに見ていきまして、やっぱりふれあい食堂を開設したほうがいいと、こういうふうに判断したときは、町民の皆さんに自発的に開設できるような環境を整えていきたいと思えます。

ただし、すぐにでも私、ふれあい食堂をやりたいという方がおいでになったときは、もちろん私どもはこれを拒むということは全くしません。応援はしますけれども、拒むということはありません。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） 今のお話の中で一番困る問題として、プライバシーの問題が出てくると思うんですが、これがイコールいじめということにつながってしまうときに、このいじめの対策というか、これはつながっていくときの対策というのはどんなふうにご考えておられる

のかお聞きいたします。

それから、先ほど小淵議員のほうからも話がありましたけれども、ふれあい食堂の意味を考えると、子供だけではなくて、ひとり暮らしの老人とか老夫婦とか、それからそれを子供たちと一緒に食べる、今の朝食、これはちょっとあれなんでしょうけれども、それと他市町村との合同でやるような考え方というのは、やっぱり教育委員会なり我が小布施町が指導すべきものかどうかをちょっとお尋ねいたします。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

○教育長（中島 聰君） まず、この子ども食堂を開いたときに、いじめという問題が起きるのではないかと、起きたときにどのように対応するのかと、こういうことであります。

私は、小学校も中学校もいじめは起きないほうがいいんですけども、いじめはこれ、数がいればいじめという芽は必ず私は起きると思います。だから、いじめという芽が出たときに早く摘むと、こういうふうには思っています。

ですから、仮にさっきのような前提で数人の子供が月に一、二回の子ども食堂においでになったときに、そういうことについて仮にいじめみたいなことに発展するかもしれないということを前提に、その子供について先生を中心により慎重に見てもらおうということに実際にはなると思います。

それから、ふれあい食堂ということにして、ご飯を食べられない子供というだけじゃなくて、ひとりで食べる子供、あるいは福島議員が言われた老人のひとりで食べる方、あるいはひとり暮らしの方というようなものを一緒にふれあい食堂で食事というようなお話が今はありましたけれども、ここでなかなか難しいのは、ふれあい食堂、あるいは子ども食堂が全国で幾つもの市町村で自発的にできてはいるわけですけども、相当数がやめてもいるわけです。実際にはその運営ができる、ほとんどがボランティアでありますので、営利にはならない。営利にはならないのに、開いたときに何人おいでになるかもわからないというものを実際に継続していけるのかという、まことに難しさが、私が勝手に思っているのはあります。

ですから、開くときにはよほど慎重に、そういう状況になっても続けていっていただけるというような環境というか、そういう志とか環境とか経済力とかというものを持っておられる方に開いていただいて、開いたのはいいけれども、じきにやめたよということのないように実際にはしたいと思います。

あるいは、今の他市町村と一緒にということになりますと、これはなかなか今度、距離的

な問題もありますので、今度は車で行かなくちゃならない、あるいは子供が車で行けるのかというような問題もありますので、このふれあい食堂、子ども食堂というのは極力歩いて行ける近くにあったほうがいいとも思いますので、否定するわけではありませんが、他市町村と一緒にというのは距離的に無理があるのかなど、こういう思いはします。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） 次の質問に移ります。

人事評価制度の導入について、その効果についてお伺いいたします。

日ごろ行政職員の業務煩雑の中で、昨年4月に導入された一般職の職員の人事評価に対して、平成28年3月会議の一般質問において、総務課長より詳細な説明と意気込みの答弁を受けました。

それで、1年経過後の導入の成果についてお聞かせください。

（1）評価者と被評価者との信頼関係が必要とのことでしたが、そのための構築はどのようにされてきたのか。また、達成状況はどの程度なのか。

（2）この導入により開催された勉強会や研修会に参加したことにより、1年間における職員の意識改革はどのように変化されたか。

（3）昨年の3月会議で答弁された平成28年度の重点施策6項目の各部署の達成度や進捗状況について。

（4）町民の皆様からのサービス評価はどの程度であったか。例えば、アンケートやもろもろの懇談会、懇親会の折にぎくばらんな話が出ていると思いますが、その程度も含めてお答えください。

（5）町民の皆さんへのサービス向上に向け、今年度の職員の達成状況はどのように設定しているか。

（6）さらなるサービス向上に向けて、昨年度見合わせた臨時職員等への導入は、今年度も含めてどのように考えておられるかお聞きいたします。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、福島議員の人事評価制度の導入成果についてお答え申し上げます。

最初に、導入の成果についてであります。

人事評価制度につきましては、地方公務員法の改正によりまして人事評価を実施すること、評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基本として活用することが定められ、平成28年4月1日から施行となりました。このため、人事評価の一新に向けた研修等の実施を民間の人材育成会社に委託して、準備を進めてきて実施してきておるところでございます。

人事評価制度につきましては、当町の場合、いわゆる評価者であります。係の職員を評価する係長、係長を評価する課長がこの評価者となります。被評価者は主幹、主査、主任等ということでございまして、課長については私、副町長が評価するということが評価者となります。

人事評価制度におきましては、まず全職員が制度の趣旨を十分に理解した上で、それぞれの立場で個別の面談を行い、評価シートを作成していくこととなります。評価につきましては、いわゆる能力評価の場合、倫理、企画、構成力、問題解決能力、業務遂行能力等々について自己申告いたしまして、1年間を経て評価者により評価されます。

また、業績評価につきましては、それぞれ被評価者と評価者の間におきまして業務の目標を設定いたしまして、この業務の目標について被評価者がまず自己申告をすると、そのことについて評価者が評価していくということで、これが業績評価でございます。

人事評価制度を全職員が理解し円滑な導入を進めるため、平成27年、一昨年9月から今日まで研修を続けてきております。この間、評価者の研修は8回、被評価者の研修は4回行ってきております。今年度も6月に評価者の研修を行う予定でありまして、この人事評価制度につきましてはこのまま試行に入っておりますが、試行錯誤していく中で目指す制度の構築をしていきたいと考えております。

研修におきましては、まず人事評価制度の趣旨、すなわちこの制度が職員一人一人が知識、能力を高め、一丸となった体制づくりによりまして住民サービスの向上を結果的に図ると、こういうことと、趣旨と、面談に対応するためのコミュニケーションのとり方、面談における表現方法や評価シートの書き方、組織の目標、あるいは個人の目標の策定の考え方等々について、講師より説明を受けてきたところでもあります。また、研修を行ってきたところでもあります。

平成28年度より実際に評価シートを作成、面談を行ってきております。研修、その後の試行によりまして、いろいろ課題点も出てきておりまして、先ほども申し上げましたが、なかなか完成というのは難しいものがございますので、試行錯誤を続ける中で評価者と被評価者の信頼関係が築かれ、できるだけしっかりと人事評価制度を構築していけるものと考え

ております。

次に、この導入により開催された勉強会や研修会によりまして、職員の意識改革がどのように変わったかということでもあります。

評価制度におきましては、まず、期首面談、恐らく前半後半に分けますので、4月あるいは10月ということになってきますが、年度の前半と後半に行います。いわば強制的に評価制度はそれぞれの面談を行うということで、コミュニケーションの場が設定されるわけでありまして、評価者は部下との面談、多様な力を持つことの必要性や重要性を認識してきたものと考えております。

面談におきましては、半年あるいは1年後の業務の目標も決めていきます。このためには、個人の目標の、評価者のその把握と、組織目標との調整が必要となってまいります。評価者がみずからこうした業務について十分理解し、その方向性を示していく必要があります。

こうした点を鑑みますと、評価者みずからの組織における事務事業の十分な把握と、組織におけるリーダーとしての立場、こういったものをやはりマネジメントしていくということをしっかり認識できてきているのではないかと考えております。

評価者及び被評価者ともに、継続してきて行われている業務のこういった改善、改革の内容を目標設定といたしましていわゆる明文化することで、組織においてこれを確定すること、みずからの仕事に対する責任を改めて自覚し、こういった中で仕事への自覚も高まってきているものと考えております。

平成28年度の重点施策6項目の各部署の達成状況や進捗状況についてであります。

平成28年度の決算におきましては、毎年9月会議において、この認定のための議案につけて成果説明書も出してきております。今年度の成果説明書にございましては、当初予算の概要に記載いたしました重点施策について、この結果や成果の検証を新たに項目として加えることとしております。

各課におきまして、平成28年度の事務事業の業績評価を行っておりますので、この内容を、重点施策の28年度の6項目でしたか、ありましたが、この内容について検証する中で、記載していきたいということで予定をしておるところでございます。

次に、町民の皆様からのサービスの評価はどの程度あったかということでもあります。

人事評価制度の構築によりまして、先ほども申し上げましたが、最終的にはサービスが向上することですので、サービスの向上を住民の皆様が感じて理解していただいたときには、一定の評価はされると思いますが、現在、制度が始まった段階でございまして、課題

や問題が数多くございます。制度の構築による成果が住民の皆さんの新たな評価につながっていくかどうか、十分にはわからないんですが、現在その構築も途中の段階ということもございまして、十分にはここもなかなか至っていないというふうには考えております。

特段、住民の皆様にはサービスの評価について調査しお願いするような場を設けてきておりませんので、現在こういった評価があるかについては把握はしておらないところでございます。先ほど議員から、いろんな会議の場とか懇親会等の場でということではございましたが、特段、自分のほうでは把握はしていないところでございます。個々の事務事業については、人事評価制度云々に関係なく評価をいただいていることはあると思います。

人事評価の制度の構築が進みまして、一定の成果を上げることができれば、住民の皆様から先ほどのこういったいろいろな会議の場でお褒めの言葉をいただき、サービスが向上したものと、また認識できるものと思っております。

町民の皆様への、5番目の質問でございますが、達成目標はどのように行っているかということでもあります。

人事評価制度におきましては、先ほど申し上げましたが、年度の前期と後期の2回、それぞれ係長と主査以下の職員、係長と課長、また課長と私、副町長が面談によりまして、所管する業務で重点とする事項やこれに関する目標を設定いたしまして、半年ごとに成果を検証していきます。

目標の設定におきましては、具体的な数値を決めるものもございまして、なかなか数値化することが困難なものもございまして、設定の内容につきましては、今申し上げましたとおり、いわゆる評価者と被評価者の面談によって決めていきます。具体的には、まず所管する事務の問題点や課題を評価者と被評価者の間で確認し合ってまとめまして、次に被評価者の目標と評価者からの、まず評価者が一定のそういった確認した点をまとめまして、こういうことをしたいということについて、評価者からそういったことの検証とみずからの提案も含めまして、最終的に両者の話し合いによりまして目標設定をしていくということになります。こういった作業をそれぞれ前期と後期2回に分けて行っていくところでございます。

最後の質問であります。臨時職員への導入ということではございます。

このことにつきましては、今後もやはり、まず正規職員について試行錯誤等していく課題がございまして、さまざま課題等も出てきておりますので、こういったまず正規職員における人事の評価制度、こういったものをある程度の段階になりました後に考えていく必要があるというふうには考えております。

非常勤職員につきましてはさまざまな形態がございまして、月額報酬である嘱託職員の方、日額で1日勤務の方、あるいは時間給等のパートの方などさまざまでございます。非常勤職員につきましては、1年以内の雇用が基本でありまして、行政事務の増大化、多様化が進む中、財政状況を鑑みて雇用、あるいは保育園の延長保育等のように、短時間勤務の勤務をしていただいているところでございます。

こうした原則1年以内の雇用でありまして、いわゆる継続して雇用され、仕事の内容も正規職員とこうありますが、継続の1年雇用であります、そういった方もいますし、実際は嘱託職員のようにほぼ毎年継続して雇用される方もいらっしゃいますので、この内容はさまざま非常勤職員の方の中にもいらっしゃいます。

こうした点を踏まえまして、この人事評価制度の適用については慎重にやはり検討していかねばいけないと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） 今、副町長により詳細な答弁をいただきましたけれども、この中で忘れてはいけないのは、職員の自己管理、健康管理の状況はどうなっているか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） 人事評価制度の中におきましては、それぞれ具体的な場面というのは今申し上げましたとおり、評価者と被評価者の間におきまして、いわゆる業務における目標設定と、あるいは能力についての自己申告と評価ということでございます。

具体的には、健康管理については、いわゆる人事評価制度の中ではその面談の中で特にその制度というか、こちらのほうでは健康状態についてそれぞれお話しなさいということは、特段そういったことの内容については、今のところ想定はしておりません。

健康については、きのう中村議員のほうにもお話しさせていただきましたが、やはり安全衛生委員会ですが、今、そういったものを昨年8月末に設けまして、毎月1回開催して、そういった中でいろんな職員の状況調査を行ってきておるところでございますので、人事評価制度の中でそういった健康についての場の設定というか話し合いを特にこちらとして設けなさいということは、想定を今していないところでございます。

○議長（関 悦子君） 以上で福島浩洋議員の質問を終結いたします。

---

◇ 川 上 健 一 君

○議長（関 悦子君） 続いて、5番、川上健一議員。

〔5番 川上健一君登壇〕

○5番（川上健一君） それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

ストレス社会に耐え切れない町民が今後少しずつふえるのでは、そして、その対策はというのですが、先ごろ厚生労働省がまとめた「2017年版自殺対策白書」によりますと、15歳から39歳までの5歳ごとに区切った年齢階層別5階層で、死因の1位が自殺だとされました。

次の時代を担うべき若い世代がみずからの命を絶ってしまうことは大変な痛手であり、何としても食い止めなければならないのではと思います。1980年代には、働き盛りの中高年男性の自殺が多かったことが記憶にあります。事業不振、倒産、失業、またはがんなどの病気を苦にしての自殺も多かったと記憶しております。

昨年警察庁と厚生労働省の自殺に関するデータによりますと、3人に2人は心身の健康問題であり、借金などの生活苦と家庭問題はそれぞれ5人に1人となっています。具体的には、鬱病など健康問題が1万1,014人、67.6%、生活苦、借金などの経済生活問題が3,522人、21.6%、家族内の不和など家庭問題が3,337人、20.5%であり、前年の2015年度も同様の傾向だったとしています。

自殺者の数は、ピーク時には全国で3万人を超えていましたが、2016年では2万1,764人と1万人ほど減ってはいますが、15歳から24歳の若年層に限ると自殺率は上昇し続けており、2010年時点で若年層の自殺率は日本が世界1位となっています。

自殺対策支援センターライフリンク代表の清水康之氏は、日本の社会は人々が生きづらくなるような社会的な悪条件や困難が多いと指摘しており、本人が死を積極的に選んでいるというわけではなく、死を選ばざるを得ない状況に追い込まれて亡くなっていると指摘しています。

自殺は最悪の事態ですが、町内にはその少し手前で苦しんでいる人が少なからずいるのではないかと思います。町民の全ての方が心身ともに健康で過ごせるようにしていかなければならないと思います。

そこで、（1）町民健康診査に合わせてストレスチェックができないか。

2つ目として、ケアが必要と判断した場合、どのような対応ができるのか。

3つ目として、ケアにはどういうものが当たるのか。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さん、こんにちは。

一般質問もきょうで2日目ということで、大変お疲れでありましようと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

ただいまの川上健一議員のご質問についてお答えを申し上げます。

大変社会が急速に変化をしております。国境はない。また、それをさらに新たに構築するというようなさまざまな動き、あるいは情報が過度に行き交う情報過多の社会、さらには先ほど来お話のある、日本においては少子超高齢社会、あるいは価値観が多様化する価値観多様化の社会、そうしたさまざまな原因で大変社会が複雑化をしております。そういう中でお困りになっている方がふえているということも、また紛れもない事実だろうというふうに思います。

30年前から比べますと、鬱病に罹患される方が六、七倍になっているという統計もございます。そういう中で、まことに残念ながら最後の究極の選択が自殺というようなことになってしまっているわけで、日本は若い方が特に多いという川上議員のご質問のとおりであります。

自殺は倒産や失業、多重債務などの経済の問題があります。また、家庭内の不和、暴力、健康問題、あるいは介護、看病疲れ、鬱病など、さまざまな要因が複雑に絡み合い、最も不幸な選択をしてしまった結果だというふうにも言えます。

先ほど、川上議員からお話のありましたNPO法人ライフリンクの資料によりますと、小布施町でも平成21年から28年の8年間に23の方が自殺したという残念な結果が出ております。平均すると毎年3人前後の方々が自殺していることとなります。その原因は、健康問題が8人、経済・生活問題が3人、家庭問題が2人となっており、年代としては20歳代、50歳代、80歳以上がそれぞれ5人となっております。

また、川上議員のご指摘のとおり、自殺に至らなくても、その要因である生活苦や過労、鬱病などの精神疾患や身体疾患、家族間の不和などで苦しんでいらっしゃる方は多いというふうに推察をしております。

現在、町では民生児童委員による心配事相談や、弁護士、司法書士による悩み事相談、臨

床心理士によるひきこもり相談、子供教育相談などを行っております。また、保健師や福祉係の担当も個々の相談に応じてはいますが、町民の皆さんの相談や要望に十分に答えられてはいないというのが実情だと思っております。

そこで、自殺対策、自殺予防のための取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、自殺の要因はさまざまに複雑に絡んでおりますので、単に健康福祉課が当たるということではなくて、町内の全ての課がかかわって、仮称ではありますけれども、例えば命を守るネットワーク推進本部とか、あるいは町民生活支援推進室というような名称で立ち上げ、町民の皆さんによく見えるように、わかりやすい、相談しやすい、そういう組織をしっかりとつくってまいりたいというふうに思っております。

全職員が自殺やその要因について理解を深めるとともに、関係の皆さんのご協力をいただき、要支援者の支援体制や見守り体制の整備を進めてまいります。まず、これからの第一歩の取り組みは、専門家をお招きして研修、これが主な事業になりますが、児童・生徒の皆さんを対象とした、困ったときSOSを出すというようなことを教育委員会にもお願いをして、そういう身近なことからも取り組むべきところはすぐに取り組んでまいります。

ご質問いただきました町民健康診査にあわせてストレスチェックができないかということ、これも一般人向けの調査票というのはまだ日本の中では余りないということであります。

健康診断を受けていただく皆さんに、現在は事前に問診票をお配りしておりますが、40近くある設問の中には、よくお眠りになれますか、気力・意欲が低下していらっしゃいませんかという問いがあります。よく眠れない、あるいは気力がないと回答した方には、担当医や看護師が内容をお聞きし、必要であれば専門の医師を紹介したり、小布施町の保健師からご連絡をさせていただくなど、相談をお受けしているケースもあります。

それから、事業所などでストレスチェックを受ける機会のない人には、必要なこととは思いますが、医師や関係の皆さんの協力も欠かせないところであります。他市町村に先進事例があるかないかなども含めて、実施が可能か調査研究をしていきたいと思っております。

それから、2つ目のケアを必要とした場合、どのような対応ができるのかと、これも現在はお答えする段階には至っておりません。これから早急に詰めてまいり、実行してまいりたいというふうに思います。まだまだこれから立ち上げるところでございますので、ぜひ議員からも自殺対策、あるいは自殺予防に向けたご提言などをいただき、またご一緒にお考え、行

動していただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） ただいま町長のほうから詳細な答弁をいただきました。

その中で、平成21年から28年の8年間に、町内において23の方が自殺で亡くなられたと。大変な数として多いなというふうに思いました。やはり何としても自殺に至らないように食い止めなければいけないと、そんなふうに思います。

自殺の主な原因として、健康問題が8人、それから経済生活問題が3人、家庭問題が2人となっているということで、それ以外に10人程いるわけですが、これについては原因が不明ということなんでしょうか。その辺、お答えいただきたいと思います。

それから、最終的に健康問題が原因だったり、あるいは経済生活問題、家庭問題、この原因についてですけれども、実際に細かな原因の調査と申しますか、至った経緯なり、細かに調査が行われているかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

それから、健康問題で自殺された方が8人おられるということなんです、医師にかかっている最中での自殺ということなのかどうか、その辺について、医師がストップがかけられる状況にあったかどうかというような、そういう点についてもちょっとお聞きしたいと思います。

それから、民生児童委員による心配ごと相談が町内で行われているわけですけれども、相談や要望に十分応えられていないというようなご答弁でありましたけれども、ひきこもりとかそういった状況になっておられる方、鬱病で自宅にこもっておられる方がいると思うんですが、なかなか相談に乗ってこられない状況というのがやはりあるかと思うんですけれども、その辺のところをできるだけ本人と話ができるような工夫と申しますか、その辺のところの工夫、何かお考えがあるかどうか。

それから、今回の質問の一番の大事な部分であります町民健康診査の中で町民に対してストレスチェックをできないかどうか。これは、町民健康診査というのは身体についての診断ですので、心の部分というものについてはマニュアル化されていないんじゃないかと思うんですけれども、これについて、やっぱり問診票とかあって、その中に睡眠がよくとれているかどうかというような項目もあるわけですが、それについてはやはりストレスチェックについてきちっと調査をしていただきたいというような、そういうマニュアル化ということがやっぱり必要なんじゃないかと思うんですが、その点についてのお考えをちょっとお聞きした

いと思いますが、以上です。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 再質問にお答えいたします。

まず、いろいろ原因が、10名の方はわからないのかというようなことですが、わからないですね。というのは、やっぱりおうちの方もおっしゃらないということです。

それが例えば健康な方というのは鬱病の方がやっぱり多いんですね。お医者さんにかかっているケースもかからないケースもありますけれども、そのところをやっぱり入りやすくしたいというのが私たちの気持ちであり、姿勢であるということです。

それで、民生委員とかそれぞれのご相談のあれがあるわけですが、これは民生委員が機能しないということではなくて、相談がしにくいということだと思えます。ですから、相談しやすい体制を町、これは行政だけでなく、議員ももとより町民の皆さん全体でお考えをいただきたいわけですが、そういう仕組みをつくりたい。

それから、日本の中ではやっぱり相当おくれた部分というか、実際には大問題であるにもかかわらず、わからないというなりに、それだけ組織立った、今の間診票のこともそうですけれども、健診のこともそうですけれども、できていないわけですよ。それをつくってまいりたいというふうに考えているわけでありまして。

先ほど来のお話に出ております、ご専門にさせていただいているNPO法人ライフリンクの清水康之さん、私、去年2回ご講演を聞かせていただいて、1回個人的にお話をいただくチャンスいただきました。その中で、ぜひ小布施町についてご指導をお願いしたいというお願いをいたしました。

その清水先生の勧めもあって、この3月に1つのモデル地区として、地域自殺対策強化事業モデル市町村、これに応募をしてみたらどうかというお勧めをいただいて、3月末に応募させていただいて、5月の末に採択になったわけでありまして。今回、補正もお願いをしているところではありますが、そうしたことで、ライフリンクに徹底的にご指導をいただこうと、小布施町として。

そういうことで、先ほど来申し上げておりますように、単に健康福祉課というのではなくて、企画課、あるいは教育委員会はもとより、例えば産業振興課であるとか、建設水道課であるとか、全ての課にこれは非常に重要なことだということで、先ほど来の対策室というか、やっぺいこうと。

そうすると、究極の残念な選択である自殺というものを一番上に置いておくと、全てのこ

とがそこに入ってくるだろうと、お困りになっている皆さんのいろんなことが入ってくると  
思うんです。経済的な問題、病気の問題、家庭の問題、そういうことをできるだけわかりや  
すくお示しをしながら、気軽に相談していただきたい。皆さんで、私たちのうちも同じよう  
なものですというようなことを申し上げながら、しっかりと受けとめて、一つ一つきめ細や  
かに対策を打っていくと。

そのためには、やっぱり専門家の指導が必要です。ですから、簡単に健診のときにやった  
らどうかというようなことではなくて、もう少し深く広くつくっていききたいと。6月、7月  
から始めることですから、ゼロからの出発というふうに思っていていただいて結構ですけれど、  
今後進めていきたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） ただいま町長のほうから答弁いただきました。

自殺対策のモデル地区というようなことになって、今後ライフリンクの、清水康之氏とい  
うことなんですが、ぜひ自殺をなくしていくというようなことで、全町を挙げて取り組んで  
いただきたいと、そんなふうに思います。

先ほどの答弁の中でも、庁内の全ての課がかかわる組織を立ち上げるというようなことで、  
これに取り組んでいくということなんですが、要支援者の支援体制や見守り体制ということ  
なんですが、全町挙げてもなかなか、心の病を抱えておる方というのはなかなかかかわって  
こないというようなところもあるし、外に出てこないというところがあって、できましたら  
身近にいる近所の方もご協力いただいてというような、そういう体制にしていだければい  
いのかなと思うんですが、その辺について、やはり先ほど申しましたように、町民健康診査  
の中でストレスチェックの項目を何としても入れていただいて、未然に防いでいく体制とい  
うのが、小さな芽を摘み取る、先ほども教育長の方からもありましたが、小さな芽を摘み取  
るというところからやっぱりきちっと進めていく必要があると思いますので、その辺につい  
てご答弁お願いしたいと思いますが。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

○町長（市村良三君） そのほうに進めていきたいと思います。議員もぜひご協力をお願いい  
たします。

○議長（関 悦子君） 以上で川上健一議員の質問を終結いたします。

◇ 関 谷 明 生 君

○議長（関 悦子君） 続いて、11番、関谷明生議員。

〔11番 関谷明生君登壇〕

○11番（関谷明生君） 6月会議一般質問を通告に基づき逐次質問を行います。

1点目は、子供医療費の窓口無料化、現物給付方式導入への対応について伺います。

医療保険制度で子供の医療費の自己負担割合は、小学校入学前までは2割、小学生以上は3割です。この負担に対し、今や全ての都道府県が市町村への補助制度を整えています。子供の医療費助成は、子供が通院、入院した際の医療費の自己負担分を市町村が補助する制度で、現在、県は市町村と折半で、通院は小学校入学前まで、入院は中学校卒業まで補助しています。

補助には、医療機関の窓口で減免する現物給付方式と、窓口で一旦自己負担分を支払い、市町村が後日、保護者の口座に振り込む償還払い方式があります。保護者にとっては給付方式のほうが便利ですが、この方式を採用した市町村に対しては、国は国民健康保険の国庫負担金を減額するペナルティー、事実上の制裁措置をとっています。ですから、本町はペナルティー回避のため、償還払い方式を採用してきました。

昨年の12月会議に、新日本婦人の会から子供医療費の窓口無料の陳情がなされ、窓口無料化を求める願いは理解していますが、安易な受診を招き医療費を増大させるとの理由で、国が国保の国庫負担金を削減するペナルティー措置をとっているため、現時点では反対と不採択になりました。

しかし、一億総活躍プランに子育て支援として減額措置の見直しを盛ったことから、国は昨年12月窓口負担がない方式をとる市町村に課してきた国民健康保険の補助金減額措置を、来年度から全廃ではなく未就学児分に限って撤廃すると決定しました。

長野県は、制裁を避けるため償還方式をとってきましたが、市町村との協議の上、給付方式に転換することを決め、平成30年8月をめどに中学生までの医療費の窓口無料化、いわゆる現物給付方式を県内一斉に実施すると発表しました。

現在、全77市町村は、独自に助成を上乗せし、通院、入院まで延長しています。さらに、通院は51市町村が、入院は53市町村が高校卒業時まで無料化を拡大しています。小布施町も、平成24年度から高校生まで、1レセプト当たり300円を受給者負担金を差し引いて、医療費は無料と拡充してきました。

今後この導入によりまして、次の点がどのように変わるのかお聞きをしたいと思います。

1点目は、高校生の医療費負担と支払い方式は、現行のままだと思いますが、どのような形になるのかお聞きします。

2点目は、対象年齢引き上げで国保のペナルティーや社保の付加給付の停止額分の負担増が想定されますが、その金額等についてお伺いをしたいと思います。

3点目は、平成30年度から国民健康保険の保険者が県になりますが、各市町村の独自の助成措置等への影響はどうなるのかお聞きしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 三輪健康福祉課長。

〔健康福祉課長 三輪 茂君登壇〕

○健康福祉課長（三輪 茂君） それでは、子供医療費無料化、現物給付方式の導入への対応はということで答弁申し上げます。

福祉医療費給付事業につきましては、医療機関の窓口で一旦自己負担分を支払い、300円の受益者負担金を差し引いて、受診月の3カ月後に指定の口座に振り込む自動給付方式、いわゆる自動償還払い方式がとられているところであります。

窓口の無料化の経緯につきましては、ただいま関谷議員の質問の中にありましたので、説明は省略させていただきますが、長野県では県内の77市町村が中学卒業までを対象に、窓口で医療費の自己負担分を支払わなくて済む現物給付方式を導入することといたしました。現物給付方式の導入で、市町村に発生する国民健康保険の補助金減額措置、いわゆるペナルティーの半額を県が負担することとしております。

町では平成24年度より、高校卒業まで児童・生徒の償還払い方式の対象としておりますが、県の取り組みを受けまして、中学卒業までは現物給付方式、高校卒業までは引き続き償還払い方式としてまいります。

この方式による国保のペナルティーですとか、社保の付加給付の停止による小布施町の負担増につきましては、現在情報を集めているところであり、正確な数値は持ち合わせておりませんが、今まで議会の一般質問等で説明をしてきたペナルティーの額からは大幅な減額になるものと見込んでおります。

3番目の国が国保の財政運営の責任主体となる影響でございますけれども、平成30年度から県が財政運営の責任主体となりますけれども、これは安定的な財政運営により効率的な事業の確保など、県が国保運営を中心的に担うことにより、制度の安定化を目指すものであります。

保険者が市町村から県になり、以降の市町村の事務的な処理手順はまだ明確ではありませんが、窓口の無料化の対象年齢などは市町村の判断に委ねられており、県下統一ではありません。小布施町は、高校生分についても、これまでと同様に負担することに変更はありませんので、要は保険者が県になることによる子供医療費の窓口無料化に向けた取り組みへの影響はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 小布施町は今まで償還払い方式でしたので、いわゆるペナルティーの額は発生していなかったわけですね。算定的にはこの議会でも報告を受けたと思います。

しかし、今回この現物給付になると、町にもそのペナルティー分は今回からは払っていかなくちゃいけないという事態になるかと思いますが、そういう考え方でよろしいのかお伺いしたい点と、今回、市町村、医療機関、支払い機関等との現在のシステムの改修も当然なされていかなければならないと思うんですが、その場合に、そのシステムの改修というのは、当然国の指示じゃないもので、長野県なら長野県独自でそのシステムを改修していかなくちゃいけないんですが、いわゆる中学生以下用のシステムと、今度は高校生以上になるシステムと、2システムが現存する方式で対応していくのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 三輪健康福祉課長。

○健康福祉課長（三輪 茂君） ペナルティーの関係ですけれども、まだ詳細は、数値は把握できませんけれども、当然発生する可能性があると思います。

それと、システムの改修につきましては、それぞれ市町村の対応が違いますので、一応本年度の9月までに県のほうにどういう方式でやるかということをお報告いたしまして、また、県のほうでシステム改修のほうの手続をするというようなことを聞いております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 2点目は、信州デスティネーションキャンペーンの効用について伺います。

北海道から九州までJR6社が地元観光関係者や自治体と協力して、全国の旅行会社等の協力を得ながら、全国にその地域を旅行先としてPRする国内最大級の観光キャンペーンであります信州デスティネーションキャンペーンが2017年、ことしの4月1日から9月30日まで開催されます。世界に認められた世界級の山岳リゾート地、「山の信州」をキャッチアップ

レーズに、癒やし、アウトドア、歴史・文化、食をテーマに魅力を実感できる旅を提案しています。

信州でのキャンペーンは7年ぶり5回目で、夏に行われるのは初めてです。過日、「信州で人生が変わる」とするコンセプトが発表され、期間中の県内の宿泊者の数を672万人以上と、昨年より1割ふやすことを目指すとのことでした。

前回2010年は、10月1日から12月31日まで「未知を歩こう信州」をメインテーマで実施され、長野県観光部での調査では、県内80地点の入り込み客数は1,282万人となり、前年同期に比べて7.2%の増加となったと報告されています。この増加率をもとに、長野経済研究所は、経済波及効果は110億6,000万円と推定されました。

J R 東日本のCMで女優の吉永小百合さんが、樹齢400年超とされる杉並木が美しい戸隠神社奥社参道で木立を見上げるCMシーンに人気が集まり、全国から多くの人を訪れたといわれています。過日、岩松院の住職からも、あときの岩松院の来客は物すごかったと、すごいにぎわいであったというお話をお聞きしました。今回も吉永さんが飯山市照岡の自然体験施設、なべくら高原森の家周辺を訪れ撮影したと言われています。その当時の再現が予感、予想されます。

そして、現在、小布施町に関するものは、J R 6社制作の車内ポスターが6月から7月上旬に、小布施町にある岩松院が掲出されるというふうにお聞きしました。全国のJ Rの車内で、6月から7月、小布施町の岩松院が車内広告として掲載されるということです。

それから、信州デスティネーションキャンペーン「ココロとカラダに効く信州」では、野沢温泉、湯田中渋温泉郷、そして小布施北信州の温泉めぐりと秋のグルメに、北斎ゆかりの地で栗を味わおうと小布施町が掲載されています。そして、さらに「信州めぐりフリーパス」では、長野県内の高速道路が定額料金で乗り放題の首都圏出発プランに、小布施町のスマートインターと小布施栗菓子に掲載されています。

この7月から9月の期間ですので、この信州デスティネーションキャンペーンに合わせて小布施町でしか味わえない企画、イベントを考えたいかがでしょうか。今年度、大英博物館に北斎館から貯蔵品13点の出品や上町の屋台の男波が展覧されて、非常に世界的に注目され、話題になっているというふうにお聞きしております。

この7月8、9日にもNHK長野放送局で「体感！神秘の北斎“天井絵”イベント」が放映されます。これもこのちょうどキャンペーンと同年になるので、ひとつタイアップをすることができないかご提案をしたいと思います。

それから次に、7月16日には8,000人余の参加する小布施見にマラソンが開催されます。そこに応援キャンペーンという形でのPRができないか。さらに、夏休み中のキャンペーンですので、小学生、中学生、高校生に、高校生よるHLAB OBUSEサマースクールの見学等の催し物はいかがでしょうか。

そして、9月17、18日開催のスラックラインワールドカップジャパン in 小布施、これも信州デスティネーションキャンペーンとタイアップして、さらにこの大会等が盛り上がる、そんな企画と結びつける、そんなことができないか、提案をさせていただきますが、いかがでしょうか、お伺いたします。

○議長（関 悦子君） 竹内産業振興課長。

〔産業振興課長 竹内節夫君登壇〕

○産業振興課長（竹内節夫君） それでは、ただいまの信州デスティネーションキャンペーン、信州DCについて、町への効能をどのように考え取られるかということについてお答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、信州DC、これは長野県での開催は今回が5回目になりますが、夏の時期、7月、9月、この3カ月については今回が初めてであるということで、全県下を挙げて、現在キャンペーンに取り組んでおります。それで、県内の主要な観光地への誘客促進を目的に、JR、あるいは高速道路会社、あるいは旅行会社などがさまざまな誘客イベントを組んでいただきまして、多くの皆さんにお越しいただけるよう取り組みが行われております。

町でも、期間中の入り込み増加につながるように、信州キャンペーン実行委員会が行う旅行商談会、これ、過去にわたって行われてきたわけですがけれども、こういったところに参加をしまして、町の魅力であります文化、芸術を初めとしまして、食、花、農業、景観、まちづくり、人であるとか、そういう賦存するあらゆる素材、こういったものに関する情報を関係する旅行関係会社、JR等々に発信、提供を図ってまいりました。

こうした効果のあらわれとしまして、議員からもご紹介のありましたJRなどが行う信州イベント列車の立ち寄りエリア、あるいは高速道路会社の行います割引プラン、こういったところのエリアに小布施町もご指定をいただいておりますなど、町が旅行の目的地として選択いただきやすいイベントに多数組み込まれ、キャンペーンの実行委員会が発行いたします「県観光ガイドブック2017号」と、これによりまして広く現在全国にPRがされております。

町としましても、誘客促進につなげるために、独自の取り組みとしまして、JRの長野駅構内で開催されましたDC100日前イベント、こちらに文化観光協会、あるいは町内の企業

5社の皆さんであります。参加いたしまして、観光PR、あるいは物産展を通じまして町のPRに努めてまいりました。

このほか、須高地区3市町村共同によります長野駅構内に須高観光総合案内所、これを設置しまして、長野駅を利用されるお客様に須高地域の見どころ、あるいは名所などの案内などを行うなど、地域としてのPR、こういったものにも努めてまいりました。こうしたことから、期間中多くの方にお越しいただけるものと思っておりますし、また、実際にお越しいただきたいとも考えております。

今後ということをございますけれども、7月1日からのキャンペーンの開始に伴いまして、お越しいただく皆さんに、リピーターとして再び訪れていただきたい町としての認知等を持っていただきたいということを今考えております。そういったことをもって、町を選択していただけるこのキャンペーンの効能と考えておりまして、一過性でなく持続性のある取り組みにしたいというふうに考えております。

その1つとして、現在、長野電鉄と須高地域が連携しまして、長野電鉄お出迎えキャンペーンと、これは各公共交通機関において、全県下でお出迎えキャンペーンといったものを行いましようという取り組みの一環として予定をしております。長野電鉄線の長野駅、湯田中駅、そして小布施駅ですね、あと須坂駅、こちらに須高地域の案内所を設置しまして、電鉄線をご利用するお客様に地域のご紹介をする。さらに、そういったものから誘客促進につなげたいという取り組みを行ってまいります。

また、町では特色ある花、これを花による歓迎としまして、期間中ですけれども、小布施駅に、これは町内のオープンガーデンのオーナーの皆さんにもご協力をいただきまして、ハンギングバスケットやプランターによります花のおもてなしを行う予定でございます。

このほか、町でしか味わえないイベントを考えたらどうかというご提案でございます。例としまして、北斎、マラソン、HLAB、スラックライン等々ご提案いただきましたが、これらについては、期間中実際に行われるかどうかということについては、それぞれ実際に行うところと、また今後要検討が必要ではないかなというふうに思うところでありますけれども、やはりこういったものも町に賦存する資源でございます。

ですので、こういった潜在的な資源を今後どう活用していくか、あるいはどう魅力あるものにしていくかということについては、先ほど申し上げましたように、一過性の取り組みでなく、持続性のある取り組みを考える上で、今後の活用方策といったものを検討していく必要があるのではないかとこのように思っております。こうした、昨日もお話に出ましたが、

地域のDMOとして検討していくということも必要ではないかなというふうに考えております。

また、これ以外に、例えば季節でございますが、例えば冬季における魅力づくりには、町単独ということだけでなく、白馬村とか野沢温泉村、あるいは山ノ内町との連携など、さらには桜ですとか菜の花ですとか、こういったところに花を持った地域づくりに取り組んでおられる市町村もございます。こういった地域間連携、地域連携DMOといったものも今後は考えていく必要がありますし、考えてまいりたいと思っております。

こうした町にある魅力、これを一層より多くの皆さんに、小布施町が目的地として選択していただける資源として磨き上げていきたいということを考えておきまして、今回の信州DCがその1つの契機として取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 今、小布施町らしいおもてなし、特に今、花のおもてなしということで、駅に設置していきたいというご提案もありました。

その中で、やはり小布施町のブランド戦略として、チェリーキッスとかクッキングアップルのブルムリーとか、そういう訪れる方はやっぱり食事というものに非常に期待をしてお見えになるのではないかと思います。

それで、過去にもチェリーキッスフェアとか、ブルムリーフェアとか、そういう形で町内の皆様方からも協力をいただいて、多分大変なにぎわいをさせていただいていると思うんですが、その辺のことについても、この期間であわせて実施したらどうかというふうにちょっとご提案させていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） 町の独自作物をこの期間に優先的にとといいますか、積極的に活用したらどうかというご質問かと思えます。

それで、チェリーキッスフェアにつきましては、これは今月24日から町内、ことしは33店舗のお菓子屋さん等々のご協力を得て行う予定でございますが、現在その周知に向けてPR版をつくっておる最中でございます。ですので、当然期間中訪れていただいた皆さんに、この町にある特色ある味として提供は図れるものと思っております。

それから、ブルムリーにつきましては、例年収穫が8月の終盤になります。そこからブルムリーフェアまでつなげていくわけなんですけど、まだちょっとこちらのほうの日程は具体的

に決まっております。その中で、9月末までのこの期間中にお見えになる皆さんに提供することができれば、これはチェリーキッスとあわせて周知といったものを考えていきたいというふうに思っていますし、当然、その町にしかないものとして、これは積極的に活用に組み入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 以上で関谷明生議員の質問を終結いたします。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時の予定でございます。再開は放送をもってお知らせいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（関 悦子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 小 林 正 子 君

○議長（関 悦子君） 13番、小林正子議員。

〔13番 小林正子君登壇〕

○13番（小林正子君） 6月議会の一番最後になりますけれども、よろしく願いいたします。

通告に基づいて4点質問します。

まず、1項目は、2018年度から長野県が国民健康保険の保険者となるが、どのように変わるのかについて質問します。

国民健康保険はご承知のように、日本に現住所があり、被用者保険に加入しない人が全て加入している国民皆保険の軸となっている健康保険です。整ったのは1961年ですが、その後、2008年、平成20年4月からは、75歳以上の方は後期高齢者医療制度に移行をさせられました。記憶に新しいところであります。

そして今、セーフティーネットの機能を果たし、国民皆保険体制を下支えする役割を果たして、56年の歴史の中で大きな転換点を迎えています。それが市町村から県への保険者の移行であります。

赤字体質が続く国民健康保険の運営主体を平成30年度に市町村から都道府県に移し、財政基盤を強化するのが狙いであるとされていますが、実質的には国保のさまざまな実務、賦課、徴収、給付や健診等は小布施町が行いますが、国保財政は長野県が握り、大きな権限を持つこととなります。

県は小布施町に対して、国保事業費納付金を決定し納付させる。給付費、必要な費用は全額小布施町に交付させるが、県からの保険給付の点検、事後調査、指導があります。2014年に成立した医療介護総合確保推進法の中に、都道府県が地域医療構想を策定することが義務づけられました。医療給付体制と医療費支払いをリンクさせることにより、医療費適正化を図るとしております。適正化とはつまり医療費の削減であります。

このたびの市町村から県への移行の目的の大きな1つは、医療費の削減をやりやすくすることにあるのではないかと思います。実務は小布施町が行うので、町民にとっては外形上は変わらないように見えるのですが、町民の健康と命を守る立場の町として、国保の県への移管についてどのように考えているか、以下答弁ください。

以上、述べましたとおり、2018年度から長野県が国保の保険者となり、小布施町の国保行政を統括、監督する仕組みが導入されるわけですが、このことによって、町の国保がどう変わるのか、町民への説明がされていません。なぜ説明されてこなかったのか、住民への説明の機会を設けるべきではないですか。答弁ください。

県からの説明がないとも聞きますが、であれば、説明のないものは導入を中止すべきと県に申し入れていただきたいと思います。また、国保税額の算定方法が変わるとも伝えられています、どう変わるのか。それによって町民の皆さんの国保税額はどのようになるのか。町よりも大きな県が保険者になるのだから、国保税は安くなるのか、軽減されるのではないかと考えている方もいらっしゃると思いますが、どうなるのか答弁ください。

それが町民の負担増となるのであれば、長野県に対して断固撤回を求めていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

ところで、小布施町の国保会計は、2007年では歳入歳出の差し引き差額が6,681万円、2015年は8,150万円、2016年の見込み額では1億3,460万円の差し引き黒字が見込まれています。保険税1人当たり1万円の引き下げが可能と考えるが、引き下げる考えについてお答え

ください。

○議長（関 悦子君） 三輪健康福祉課長。

〔健康福祉課長 三輪 茂君登壇〕

○健康福祉課長（三輪 茂君） それでは、小林議員の質問にお答えいたします。

2018年度から長野県が国民健康保険の保険者になるが、どのように変わるのかというご質問でございます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成27年5月に成立をいたしました。この法律により、国民健康保険においては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで制度の安定化を目指すものであります。県は、県内の統一的な運営方針として国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進するものであります。

なぜ町民への説明がなされないのかというご質問ですけれども、保険者が市町村から県に移行することについての基本的な方向性につきましては、一昨年の町政懇談会における国保税の改正に当たり、町民の皆さんにご説明をしております。しかし、その後、制度がまだ未確定のところが多く、特に町民の皆さんにお知らせをすることはありませんでした。今後の予定といたしましては、町報や10月に発送いたします被保険者証一斉更新の際に、チラシを同封してお知らせをしております。

2点目のご質問ですけれども、繰り返しになりますけれども、県が国保の財政運営の主体责任となることにより、安定的な財政運営や効率的な事業の確保が可能となり、国保制度の安定につながるものであります。このことは、加入者、被保険者にとりましても好ましいこととありますので、中止ということはありません。

3番目の国保税額の算定方法というご質問ですけれども、県は県内の医療費を推計し、その保険給付費に充てるための国保事業費納付金の額を決定し、市町村に通知します。その際、県では市町村ごとの標準保険料率を算定し公表いたします。市町村ではその額を国保料、あるいは国保税として被保険者から徴収し、県へ納付することになります。

小布施町では、県から示された標準保険料率を参考に、国保税につきまして国保運営協議会に諮り検討をしていく予定であります。税率改正等の答申が出された場合には、議会に条例改正をお願いすることになりますので、よろしく願いいたします。

なお、長野県においては、平成30年度から県内統一の保険税とする予定はなく、当分の間、

統一する目標年度も定めない方針ということでもあります。

なお、財政を県に移行するに当たりまして、財政効果を伴う国からの追加公費が投入されるということで、一般的には平成29年度から平成30年度にかけての保険料の伸びは抑制、軽減されることになるというような説明を受けております。

4番目の質問でございます。

国保会計は2007年から2016年まで黒字続きというご指摘ですけれども、その間に2回税制の改正をお願いしています。また、財政調整基金を取り崩して国保会計を運営してきた経過があります。

先ほどの繰り返しになりますけれども、来年度以降の国保税につきましては、これから県が示す標準保険料率を参考に決定していくこととなりますが、現時点では詳細についてまだ把握ができておりません。

今後の国保税率の算定に当たり、基金に2億円程度の蓄えは必要であると思っておりますので、保険税を1人当たり1万円引き下げるといった考えはありませんので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（関悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） まず最初に、国保税額の算定方法がどうなるのかという点につきまして、これまでは小布施町が小布施町の保険税でかかる部分について、4つの応能分、所得割と資産割、それから応益分が均等割、平等割でやってきましたけれども、これからは県からの納付金の額が決定されて、それによって保険税が決まっていくというふうに思っておりますけれども、県のほうでは、応能分所得割と、それから均等割、平等割とういうようなことを、まず算定方法として3方式をとというようなことが言われていますけれども、長野県の市町村はやはり4方式でやっているところが多いということで、しばらくはそれでいくかもしれませんけれども、でも、この国保の説明会の際に、資産割についてやめたらどうですかと、3方式に検討してもらえないかというような住民の方からのお話もあったかに思うんですけれども、そういう点では小布施町は、今後県のスケジュールでいきますと、7月に全市町村への意見聴取を行っていくというようなことが言われていますので、そのときに小布施町がどういう方式をとっていくのか、そのところで決まっていくのかなというふうに思うんですけれども、その意見聴取は、これが最後の意見聴取になりますというようなことを、県のほうではそのようにおっしゃっていましたので、そういう点で小布施町は、こ

の意見聴取のときにどのようなお話をするのか、その辺の内容についても。

それと、県のほうからの国保税の納付金の算定が、大体12月から1月に決まってくるというようなことになると、本当に来年の4月からやるに当たって大変になってくるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺のところをどういうスケジュールでやっていくのか。

また、町民に対しても、その間の中でどういうふうに、先ほどは10月の町報や、それから保険者証の発行のときにあわせてチラシを同封しますというようなことをおっしゃいましたけれども、そういう点では、やはりそれだけでいいのかというような感じがあります。

本当に国保制度そのものが、50年の歴史のある制度が、ここで本当に大きな転換をするというようなことになりますので、そういう点ではやはりきちんと、もう少し町民の皆さんに説明する責任があると思うんですけれども、その辺のところでもう一度お願いします。

それと、小布施町はこの間に、2007年から2016年の間に二度も上げていますので、最後に昨年から上がったんですけれども、そのときにもかなりの、昨年上がって、ことしの決算の見込みではかなりの差額が出るというようなことで、上げることについても、本当にそれでよかったのかどうかという、基金残高もそれに合わせてことしは去年の倍になるというようなこともありますので、そういう点ではやはり引き下げる方向も考えるべきではないかというふうに思うんですけれども、再度答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 三輪健康福祉課長。

○健康福祉課長（三輪 茂君） 算定方式、4方式から3方式というお話もございます。

また、国保運営協議会というのがございまして、ここでまた任期が新しく、委員がなられます。まだちょっと会議は開いてございませんけれども、早目に会議を開いてまたそういうような情報をお流ししながら、またご意見をちょうだいしながら、町の方針を出していきたいと考えております。

また、納付金につきましては、11月の下旬から12月上旬に仮の額が来るというスケジュールを聞いております。そして、1月下旬に本算定による納付額が通知されるということも聞いておりますので、それも国保運営協議会のほうで十分検討してまいりたいと考えております。

また、説明ということでございますけれども、10月にお配りするチラシは特に税率は入っておりません。厚生労働省、長野県、市町村の3名の連記の、こういうふうに制度が変わりますというお知らせでございますので、当然税率を改正するような場合には住民の皆様、加

入した皆様に十分に説明をしてまいりたいと思います。

またあと、基金の残高でございますけれども、やはり高額な医療等がまた発生する場合もございますので、最低2億円は確保しておきたいという方針でありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 2項目めの、災害時の障がい者、高齢者に対する支え合いについて質問します。

高齢者や障がいのある方、子供たちが安心して住み続けられる小布施町であるためには、日常的な支え合いや見守りが必要なことをこれまで何回も訴えてまいりました。地域支え合いマップの作成など進んできているのですが、実際のところ障がいのある方たちとのお話を聞くと、もし何かあったときとても不安だ、置いてきぼりになってしまうのではないかと、少なからず心配の声があります。

日常の支え合いが災害時の支え合いにつながります。今回、6月4日早朝に実施された小布施町の総合防災訓練の配布資料にも、要配慮者への協力の項目が掲載されていますが、これらを実行し、実施するにはどのような体制が必要か、どのように進めていくのかご答弁ください。

要配慮者とありますが、そうした方等の、災害時はこういうサポートをしますよという説明や合意ができていますかどうか。一方、障がい者のいろいろなグループの集まりや会合で、災害時のみずからの避難行動や、地域でこんな支え合いが準備されているなどの説明と理解、合意、同意を得ておくことも必要ではないでしょうか。

災害の際、障がい者の避難や救助の力になるガイドヘルパーや、手話通訳者の存在の把握や登録が必要と考えますが、小布施町においては現在どのような状況か。また、住民のみならず、大勢訪れてくれる観光の皆さんにもよくわかるように、聴覚障がい者、視覚障がい者へのガイドヘルパーや手話通訳者の存在の案内板、ここへ避難すれば障がいのある方も安心、安全に避難できますよというような案内も必要です。災害弱者を生まないようにするために、どのようにすすめていくかご答弁ください。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

〔総務課長 田中助一君登壇〕

○総務課長（田中助一君） それでは、ただいまの小林正子議員の質問にお答えいたします。

災害時や日常生活における支え合いの仕組みとしましては、町では原則70歳以上のおひと

り暮らしの人、75歳以上の方だけでお暮らしの世帯の人で、地域での支え合い、助け合いを受けたいと希望される人を要援護者として登録し、支えられる要援護者と支える人を支え合いマップに記載して支え合いを実施しております。

このような支え合いの仕組みにつきましては、災害時の自宅からの誘導、救助や、救助後避難所でどのような生活を送るかといった際のきめ細かな支援のあり方については、まだまだ不十分な点があるように感じております。特に視覚障がい者や聴覚障がい者などの障がい者の皆さんに必要なきめ細かな支え合いは、災害時の情報提供や避難行動の際、あるいは避難所の開設、運営の中でも必要なものとなります。地域にお住いの障がい者の皆さんが地域の皆さんとともに支え合う環境をつくり出す必要があります。

この支え合いは、通常の日常生活の中でも生かされると同時に、ふだんからの支え合う関係があれば、災害に強い町となっていると言えると思います。

今後、きのうの富岡議員の質問でもお答えしましたとおり、地域防災力強化のために、実際の災害に対応しました防災連絡協議会や、複数年の自主防災会長などの検討を行うことが必要だと考えております。

また、地域のコミュニティがよいところは、避難所の運営もよいと言われております。このような状況をつくり出すためにも、関係部署と連携しまして、地域コミュニティが円滑に行えるような支え合いができるようにしてまいりたいというふうに考えております。

また、今年度は地域防災計画の見直しを行う予定でありますので、このような災害時の高齢者、障がい者の皆さんの支え合いの内容も含めまして、きめ細かな支援の体制づくりのための検討をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 障がいのある方たちへの必要な、きめ細かな支え合いについては、これから進めていきますということなんですけれども、この配られた資料の中にも、きちんと要配慮者への協力ということで書かれています。こういうことに関しての、やはり書いて皆さんに訴えていく点では大事なことだと思います。

それをやはりきちんとした体制づくりをしていくことが、私は大事だと思います。せっかくこういうふうに要配慮者への協力をしてほしいという町民への訴えをするときに、実際に近所でも目の不自由な方がいらしても、自分が手を出していいのかどうかというような点で、本当にそういう点では、やはりちょっと一歩引いたりというようなことがありますので、そういう点での支え合いのところでのきちんとした体制みたいなものができるということが、

私は大事だと思いますし、また、今、私もガイドヘルパーとか、それから手話通訳者、手話通訳士というのはなかなか人数が少ないので、通訳者でもいいと思うんですけども、そういう方たちの名簿がどういうふうに把握されているのかという点で、ぜひそういう方たちの把握もきちんとやるべきじゃないかと思います。

それと、高齢者への避難誘導とかそういうのは、いろいろな施設、事業所がありますよね。そういう方たちとの協力もしながら、どの高齢者の中でも介護が必要な方たちとか、そういう方たちへの手助けというのかな、そういう点でも事業者との連携もとりながら、どういうふうに体制をつくっていくのか、もうちょっとその点について答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） 小林議員の再質問にお答えいたします。

実際に避難所にいた、あるいは避難をするときに、自分が手を出していいのか迷ってしまうような状況があるというような場合ですとか、あるいはガイドヘルパー、手話通訳者の名簿をどういうふうに把握しているかというようなご質問であります。

先ほども答弁したとおり、こういった助け合いがふだんのときにできているという状況が一番大切なことであると思います。制度として、例えばガイドヘルパー、あるいは手話通訳者、この方々の名簿は把握しておくということも重要だと考えますが、こういった方々も実際には被災されるおそれがありまして、そういった限られた中で何とか助け合いを実現しようとする、やはりお近くの方々との密接な支え合いの状況がまずは一番大切になるだろうと。

その後、例えばこういった方々が一カ所に集まるようなことがあって、あるいは例えば2カ所なりでもいいんですが、そういったときに、ようやくガイドヘルパーですとか、あるいは手話通訳者というものが威力を発揮するような状況になるのかなど。まずは、お近くの方々との助け合いというものを、まず進めなければいけないんだなというふうに感じております。

それから、高齢者あるいは施設高齢者につきまして、施設事業者との協力関係をつくっていくことが重要である。おっしゃるとおりだと思います。高齢者につきましては、あるいは障がい者もそうですが、一応町では福祉避難所という位置づけをしておるところがありますが、実際に、では第1避難所、第2避難所から福祉避難所のほうに移動をするですとか、そういったものについては、なかなかまだはっきりとした決まりとかをつくっておりません。

あるいは普通の高齢者の方でも、いわゆるふだんお飲みになっている薬が足りなくなるで

すとか、そういった場合どうするのかといったもの、細々したこういった取り扱いについて、まだまだ不十分であります。

こういったものを含めまして、やはり防災計画の見直しですとかといったときに、災害弱者と言われる方々の細かな支援の仕方ですとか、そういったものを改めて検討するようなことが必要であるというふうに考えておりまして、今後見直しをする際に、ぜひ議員も加わっていただきまして、どのような支援体制、あるいは支えが必要かといった点について、またご協力いただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 3点目の国道403号中町、中町南信号機を歩車分離とする考えについて質問します。

通学、通勤時間帯は、特に車と歩行者の接触事故の危険があります。小布施町では加えて観光シーズンの日中の交通渋滞、歩行者の安全確保が深刻な課題となっております。現在の小布施町の信号システムでは、歩行者が渡り終わるまで右折、左折の車が動けません。観光シーズンでは一台も動けないことも珍しくありません。ドライバーはいらいら、すきあらば発進させようとし、歩行者は危険にさらされます。

歩車分離のシステムにより、歩行者も安全に、スクランブル型にすることにより歩く距離も短縮されます。歩行者信号を押しボタン式にすると、歩行者のいない時間帯の車の流れもよくなります。特に中町信号と中町南信号を歩車分離システムに変えるよう強く求めますが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 小林正子議員の3件目の質問にお答えを申し上げます。

国道403号中町交差点及び中町南交差点の歩車分離式信号機への変更につきましては、平成25年12月会議に議員より質問があり、お答えをしているところですが、改めましてお答えを申し上げます。

歩車分離式信号機につきましては、平成14年9月10日付で歩車分離式信号に関する指針について、警察庁交通局交通規制課長名で通達が出され、平成23年4月20日付で歩車分離式信号の整備推進についてが各都道府県警察本部長宛てに出されています。

歩車分離式信号の設置状況につきましては、本年2月22日の朝日新聞に掲載がされています。それによりますと、昨年3月末での設置状況は全国平均が4.2%となっておりますが、長

野県は10.89%と全国トップであり、歩車分離式に歩行者用の押しボタンを組み合わせ、車をとめるのを歩行者のいるときに限る工夫をしている。また、長野市内の交通量の多い交差点では、混雑を感知する仕組みを導入し、車列が長い場合には車の青信号を長くする工夫もされていると報じられています。

ご存じのように、近隣の長野市、須坂市、中野市には何カ所もの歩車分離式の信号機が設置されています。歩車分離式信号を導入する場合には、前回の質問でもお答えをしておりますように、メリット、デメリットがそれぞれあり、それらを総合的に検討する必要があります。

メリットとしては、歩行者と車が交差点内で交差することがないので、車両による歩行者の巻き込み事故を防ぐことができる。右左折する車が横断歩道手前で停止する必要がなくなる。デメリットとしては、歩行者信号だけが青信号となる時間が発生するため、車両の待ち時間が増加することから、激しい渋滞が発生するおそれがある。誤った見切り発進による信号無視を誘発しやすいなどがあります。

ご質問の中町交差点と中町南交差点は、90メートルほどしか離れていないため、2つ信号機の連動などについての検討も必要だと思われます。いずれの交差点も、ご質問にありましたように小学校の通学路となっており、多くの児童が利用しており、また多くの来訪者も利用する交差点であり、歩行者の安全確保はもちろんのことではありますが、反面、中町南交差点は町中心部の主要な交差点であり、多くの車が利用していることから、先ほど申し上げましたように、歩車分離式にすることによる渋滞も懸念されるところであります。

現在、県事業ではありますが、町も一緒になり国道403号の整備を進めておりますので、その中で交差点部分についても歩車分離式信号にした場合の影響、また、交通の円滑さと安全とのバランスの検討等をするとともに、信号機を所管する公安委員会にも相談をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） ただいまご答弁いただきましたが、なかなか中町交差点もそうですし、中町南も歩行者が通り終わった後でないとなかなか車が動けない。そういう点で、車が何台も連ねていて、皆さんいらいらしながら待っているというようなことがたびたび見受けられます。そういう点では、これは通勤通学時間帯もありますけれども、それ以外の日中の時間でもそういうことが起きています。

中町と中町南については、観光客も結構大勢あそこを通りまして、そういう時間帯というのはすごく、車がなかなか動けなくて、よくほかの人たちからも、小布施の町はこれから4月から10月過ぎまで、11月までは国道403号は通らないほうがいいよというようなことを皆さんおっしゃられます。そういう点で、ええっと私が言うと、だってあそこ、車が動かなくなるもんというようなことをよくおっしゃられます。そういう点では、やはり1つの対策としての歩車分離ということもぜひ考えていただきたいというふうに思います。

それと、県事業ではあるが町も一緒になって国道403号の整備を進めているという、これがずっと10年くらい続いているのではないかというふうに思うんですけども、いつごろまでにこの整備が整うのか、それまでの間ずっとこの渋滞が続くのかという点では、大変危惧されています。そういう点で、一応こういうものについてもある程度の期限を設けてやるとかということはないのでしょうか。その辺のところ再度答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをさせていただきます。

現在、県と一緒に検討しております国道403号の整備につきましては、単に道路の整備ということではなく、道空間、町政懇談会でもご説明なり住民の皆さんからご意見等をいただいておりますように、車中心ではなく人を中心とした、車から人へということで、小布施町らしい道づくりということを検討してきております。

その中で、現在も通過車両等の排除等、また、町内にお越しになる、駐車場にお越しになる方々の車につきましても、迂回等をする中でなるべく町中心部の混雑する交差点を通過しないような形での誘導等を行ってきておりまして、それらとあわせて交差点のあり方についても検討をあわせてしていきたいというふうに考えております。

議員からいただきましたご意見につきましては、その検討の中にも含めまして、403号の道のあり方として検討していきたいかと思っております。

それと、今回の整備につきましても、10年来引き続きやっていて、期限をいつまでにやるか明確にというご質問だと思います。この403号につきましては、昨年からようやく国庫補助事業ということで動き出しております。その中で期限が何年までということは、具体的に今後の進め方によりまして、来年できる、5年先になるという明確なお答えはできないわけですが、町としましても皆様からのご要望をいただく中で進めている事業ですので、県と一緒に早急の実現できるように取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 4項目めの質問に入ります。

雁田山の松枯れ対策について質問します。

雁田山の松枯れについて、皆さんも大変心配されています。毎日どの家からも臨む故郷の山です。その雁田山にも松くい虫によるとされる松枯れが目立っております。長野自動車道沿いの筑北村から旧志賀村へかけての松枯れのように、悲惨な状況にならないよう対策はないのでしょうか。皆さんから雁田山の松枯れを何とかしなければとの声が出ています。一方、松本市では、薬剤散布の対策に対して、幼い子供たちの健康に影響があるのではないかと反対もあります。

長野県は、2008年、平成20年から森林税、森林づくり県民税を約半数の県民から500円を徴収しています。これらをなぜ松枯れ対策に有効に活用できなかったのか、極めて疑問に思うところであります。

長野県の松枯れ対策、松くい虫駆除のために、かつては全量駆除で伐採していたものを、2003年、平成15年からは景観等から重要な松林を保全する方向に転換したということですが、小布施町の松は県においてどのように位置づけられているのか、小布施町は雁田山と千曲川、さらに五岳や高社山、志賀の峰々、そうした景観に包まれて人々が癒やされ、楽しめるのだと考えます。長野県の林務課や林野庁、営林署などの小布施町に対する松枯れ指導はどうなっているか、対策について答弁ください。

雁田山の現状では、松林の頂部、比較的標高の高いところから進んでいるように見えますが、早期に伐採駆除の対策はとれないかどうか。山林の財産区や私有林などの所有関係から、町が直接乗り出せないなどの困難点はあるのかどうか。いずれにしても、それらの困難点を早急に克服、調整して、松枯れを食い止めて防ぐための対策を求めますが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 竹内産業振興課長。

〔産業振興課長 竹内節夫君登壇〕

○産業振興課長（竹内節夫君） ただいまの雁田山の松枯れ対策ということについてご答弁させていただきます。

まず、松くい虫被害といわれる松枯れのメカニズムではありますが、これは、松の樹体にマツノザイセンチュウという1ミリに満たない小さなセンチュウ、これが侵入して増殖することで、松の木に通水障害、いわゆるしおれるという状態を引き起こして枯死に至らせるもの

だとなっております。そして、この小さなセンチウの媒介役としてカミキリムシが判明してございます。

カミキリムシ、あるいはキクイムシといった昆虫につきましては、弱った松に産卵をするという習性から、弱った松に産卵したカミキリムシのさなぎの体内にマツノザイセンチュウが入り、羽化したカミキリムシがほかの松を求めて移動することでマツノザイセンチュウも移動してしまう、被害が拡大してしまうというメカニズムでございます。

長野県下では、1981年、昭和56年ですが、当時の山口村で初めて被害が確認されて以降、被害が増加傾向にございます。小布施町におきましては、1983年、昭和58年でございますが、県で発生以後2年後に南信から一気に小布施町に飛び火をしております。当時、松川沿いに松枯れが確認されまして、カミキリムシを捕獲しまして調査したところ、このマツノザイセンチュウが検出されたということから、昭和58年に小布施町における松くい虫被害が確認をされております。

松林を初めとします森林は、これは国でも大切な資源として位置づけておりまして、現在森林病虫害防除法による蔓延防止を定めております。町でも雁田山の醸し出す景観、あるいは保水機能、こういったものにつきましても保全すべき大切な資源と捉えて、松くい虫が発生しました1983年から昨年に至るまで、ことしも継続しますけれども、三十有余年、防除法に基づく対策を図ってまいりました。

現在、県内におきます被害状況につきましては、昨年末現在では県全体の被害量の33%が、議員ご指摘のとおり松本地域、それから30%が、これがご指摘ですね、上小地域になっております。当町を含む長野地域においては9%、これが県全体での昨年の状況でございます。

この対策ということですが、この松くい被害の防止策にはこのセンチウを媒介するカミキリムシの駆除を行っております。林野庁が示す駆除方法では、成虫の段階で処分するための薬剤散布、これは松林全体にヘリコプターなどで殺虫剤を散布する方法ですが、これは本当に、例えば経済活動が行われるなど特別に保全すべき松林という地域に捉えておるという状況でございます。

小布施町では、位置づけということでございましたけれども、県においては小布施町の雁田山を含む森林につきましては、被害拡大防止森林という位置づけが県の中でもなされておりまして、その拡大防止対策の一助としまして、現在、伐倒駆除という方法をとっております。これは被害木ですね、被害に遭った木を実際に伐採しまして、ある程度の大きさに玉切りになります。それを1カ所にまとめまして、松の樹体内にまだいるカミキリムシの幼虫を殺

虫剤によって、ビニールで全部覆いまして、駆除効果を高めるという殺虫処分方法をとっております。

国ではそういった直接的な薬剤散布、あるいはただいま申し上げた伐倒駆除というもののほかに、継続的にその松林を健全に保全していくんだという予防といったものも示されております。継続的に人の手が入るということは、森林そのものの健全化ということから、町でも過去には炭焼き、あるいは植林など、松を含む森林の適正管理が図られていた時代がありました。

しかし、現在こうした活動はほとんどないという状況でありまして、松の木の生育環境としては決して良好とは言えない環境でありまして、冒頭申し上げました松の木の弱ったところに媒介役であるカミキリが寄ってしまうということから、松くい被害の防止に歯どめがかからないということも一因となっている可能性もあろうかと思っております。

しかし、こうした環境においても、保全は当然に行わなければならないことから、現在、町でも先ほど申し上げました伐倒処分といったものを行っておるということでもあります。

ただ、進んでいないんじゃないかというご指摘かと思いますが、この伐倒駆除は、非常に人が行う中で重労働でございます。それなりの機材を人が持って、あの急峻な雁田山に入って伐採をし、玉切りをし、1カ所に集め、被覆をして中に殺虫剤を入れるという作業がございまして、場所によっては人が近づけないようなところにある木もやられておるといような場合もございます。

そうしたことから、危険性、あるいは1日に行える作業量といったものが限られているものでありますけれども、そうした中で何とか被害の拡大防止ということで、これまでも処分を行ってまいりました。

ただ、昨年の状況でありますけれども、雁田山にそういった作業をする方が入って行える範囲の被害木、これが前々年よりも、予定していたよりも少なかったということもございまして、昨年度、予算執行面では予算額に余剰を生じております。このため、平成29年度、今年度ですけれども、前年比約6割程度の予算要求とさせていただきます。このため、平成29年度、今年度ですけれども、前年比約6割程度の予算要求とさせていただきます。

しかし、ご指摘のとおり、雁田山、松枯れ、あるいは新しいカシノナガキクイムシという被害もあろうかと思えます。そういった中で、今年度も引き続き行える処分を進めながら、被害量が増加しているということが確定できた場合には、これは当然に法律の中で国、あるいは県、それから市町村が行うということもございまして、国・県との予算との兼ね合いも出てしまうんですけれども、可能な限りその対策費、対策処分といったものを行ってまい

りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） ただいまご答弁いただきましたけれども、雁田山は小布施町の住民にとっても本当に癒やされるというのか、山を眺めながら心を癒やされるというような大事な山であります。先ほども申し上げましたように、ふるさとの山というような気持で毎日眺めていますけれども、その山が本当に赤くなっていくというのはとても残念なことです。

それで、去年は被害も少し少なかったために予算を残したというようなことで、ことしは予算少な目に見積もってというようなことでありますけれども、なるべくこれ以上の松枯れが起きないように、やはり十分な対策を講じていただきたい。県や国に対して、きちんともっと要望して、早いうちに松枯れを防止していただきたい。防止というのか、もう駆除という形になるかとは思いますが、やっつけていただきたいと思うんですけれども、再度答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） 松が枯れる前に早急な対策が図れないかというご質問かと思っております。

先ほども申し上げましたとおり、今、この松くい虫につきましては、国としても森林病害虫等防除法という法律の中で、県、市町村、あるいは森林組合と関係者が一体となって蔓延防止に徹底的に努めなさいということがうたわれておりまして、実際に行っているところであります。

ただ、そうした中で、先ほども申し上げましたが、本当に保全すべき松林といったもの、あるいは蔓延防止のために拡大防止を図る森林なんだということで、今、現状2段階に分かれるという言い方がいいかどうかあれなんですけれども、そういう位置づけの中で対策といったものが図られております。

小布施町も、実は山口村から2年後に小布施町に松くい虫被害が出ているんですけれども、その当時につきましては、やっぱりこれは水際として、国・県においても徹底した防除といったもので処分を行ってきた経緯がございますが、残念ながら自然界の条件、あるいはひょっとしたら人間生活の営みといったものも影響するかと思うんですけれども、その被害を食い止めることはできなかったということで、現在、先ほど申し上げましたとおり、県内においても松本地域で33%、上小地域で30%、長野地域においては9%ということで、全県下の

に被害が広まっておる。そういう中で、できる対策を行っているというのが現状でございます。

その対策としまして、その予防ということも当然含めて、マツノザイセンチュウ、これを媒介するカミキリをより早い段階で処分するというので、今、唯一とられている方法が、先ほど申し上げました伐倒処分という方法でございます。ですので、我々も当然に予防ということも含めて、現在、被害木の処分といったことを行っておるものでございます。

それ以外に、では予防に何かあるかといいますと、これはもう山全体にカミキリムシを含む媒介役ですね、これを殺処分する殺虫剤の散布であるとか、守るべき松そのものに松くい虫が寄って産卵をしても、その虫がその中で羽化できないようにするという、健全な松そのものに薬剤を注入するという方法もございます。

しかし、これはかなり労力と費用を要するんじゃないかなということで、果たして、じゃ、今の雁田山の現状を見たときに、景観の保全、これは確かに大事なことでございますけれども、それと、人の経済活動といったもの、これらを総合的に勘案したときに、今現在、雁田山で行える対策として伐倒処分といったものを行っているということでございますので、この辺のことはご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（関 悦子君） 以上で小林正子議員の質問を終結いたします。

以上をもちまして、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（関 悦子君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時57分